

改正後全文

雇児総発 0331 第 7 号  
社援基発 0331 第 2 号  
障 障発 0331 第 2 号  
老 総発 0331 第 4 号  
平成 28 年 3 月 31 日

一 部 改 正  
雇児総発 1111 第 2 号  
社援基発 1111 第 2 号  
障 障発 1111 第 1 号  
老 総発 1111 第 1 号  
平成 28 年 11 月 11 日

一 部 改 正  
子 総発 0320 第 3 号  
社援基発 0320 第 2 号  
障 障発 0320 第 1 号  
老 総発 0320 第 1 号  
平成 30 年 3 月 20 日

一 部 改 正  
子 総発 0329 第 1 号  
社援基発 0329 第 3 号  
障 障発 0329 第 5 号  
老 総発 0329 第 2 号  
平成 31 年 3 月 29 日

一 部 改 正  
子 総発 1112 第 1 号  
社援基発 1112 第 2 号  
障 障発 1112 第 1 号  
老 総発 1112 第 1 号  
令和 3 年 11 月 12 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局総務課長

(公 印 省 略)

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する  
運用上の留意事項について

今般、社会福祉法人の会計処理の基準について、「社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により示されたところであるが、別紙のとおり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する留意事項を定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対し周知を図るようご配意願いたい。

本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成 23 年 7 月 27 日付雇児総発 0727 第 3 号、社援基発 0727 第 1 号、障発 0727 第 1 号、老総発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知）は廃止する。

なお、平成 28 年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、「3 決算」の規定を除き従前の例によるものとする。

## 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」

## —目次—

- 1 管理組織の確立
- 2 予算と経理
- 3 決算
- 4 拠点区分及び事業区分について
- 5 サービス区分について
- 6 本部会計の区分について
- 7 作成を省略できる計算書類の様式
- 8 借入金の扱い
- 9 寄附金の扱い
- 10 各種補助金の扱い
- 11 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の資金移動
- 12 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の貸付金（借入金）残高
- 13 共通支出及び費用の配分方法
- 14 基本金について
- 15 国庫補助金等特別積立金について
- 16 棚卸資産の会計処理等について
- 17 減価償却について
- 18 引当金について
- 19 積立金と積立資産について
- 20 リース会計について
- 21 退職給付について
- 22 資産価値の下落について
- 23 内部取引の相殺消去について
- 24 法人税、住民税及び事業税について
- 25 計算書類の勘定科目及び注記について
- 26 関連当事者との取引について
- 27 固定資産管理台帳について

\*本運用指針で使用する略称は、次のとおりとする。

- ・会計基準省令：社会福祉法人会計基準省令（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）
- ・運用上の取り扱い：社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い（平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）

## 1 管理組織の確立

- (1) 法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。  
また、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。
- (2) 会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。
- (3) 施設利用者から預かる金銭等は、法人に係る会計とは別途管理することとするが、この場合においても内部牽制に配慮する等、個人ごとに適正な出納管理を行うこと。  
なお、ケアハウス・有料老人ホーム等で将来のサービス提供に係る対価の前受分として利用者から預かる金銭は法人に係る会計に含めて処理するものとする。
- (4) 法人は、上記事項を考慮し、会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。

## 2 予算と経理

- (1) 法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は拠点区分ごとに収入支出予算を編成することとする。  
また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠することとする。
- (2) 法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。  
なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。
- (3) 会計帳簿は、原則として、拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。

## 3 決算

決算に際しては、毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類（資金収支計算書（法人単位資金収支計算書、資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書）、事業活動計算書（法人単位事業活動計算書、事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書）及び貸借対照表（法人単位貸借対照表、貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表）。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については評議員会の承認を受けたのち、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、所轄庁に提出しなければならない。

#### 4 拠点区分及び事業区分について

##### (1) 拠点区分について

拠点区分は、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。

公益事業（社会福祉事業と一体的に実施されているものを除く）若しくは収益事業を実施している場合、これらは別の拠点区分とするものとする。

##### (2) 拠点区分の原則的な方法

###### ア 施設の取扱い

次の施設の会計は、それぞれの施設ごと（同一種類の施設を複数経営する場合は、それぞれの施設ごと）に独立した拠点区分とするものとする。

- (ア) 生活保護法第38条第1項に定める保護施設
- (イ) 身体障害者福祉法第5条第1項に定める社会参加支援施設
- (ウ) 老人福祉法第20条の4に定める養護老人ホーム
- (エ) 老人福祉法第20条の5に定める特別養護老人ホーム
- (オ) 老人福祉法第20条の6に定める軽費老人ホーム
- (カ) 老人福祉法第29条第1項に定める有料老人ホーム
- (キ) 売春防止法第36条に定める婦人保護施設
- (ク) 児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設
- (ケ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条第1項に定める母子・父子福祉施設
- (コ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に定める障害者支援施設
- (サ) 介護保険法第8条第28項に定める介護老人保健施設
  
- (シ) 医療法第1条の5に定める病院及び診療所（入所施設に附属する医務室を除く）

なお、当該施設で一体的に実施されている（ア）から（シ）まで以外の社会福祉事業又は公益事業については、イの規定にかかわらず、当該施設の拠点区分に含めて会計を処理することができる。

###### イ 事業所又は事務所の取扱い

上記（ア）から（シ）まで以外の社会福祉事業及び公益事業については、原則として、事業所又は事務所を単位に拠点とする。なお、同一の事業所又は事務所において複数の事業を行う場合は、同一拠点区分として会計を処理することができる。

###### ウ 障害福祉サービスの取扱い

障害福祉サービスについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）（以下「指定基準」という。）に規定

する一の指定障害福祉サービス事業所若しくは多機能型事業所として取り扱われる複数の事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）（以下「指定施設基準」という。）に規定する一の指定障害者支援施設等（指定施設基準に規定する指定障害者支援施設等をいう。）として取り扱われる複数の施設においては、同一拠点区分として会計を処理することができる。

また、これらの事業所又は施設でない場合があっても、会計が一元的に管理されている複数の事業所又は施設においては、同一拠点区分とすることができる。

## エ その他

新たに施設を建設するときは拠点区分を設けることができる。

### （3）事業区分について

各拠点区分について、その実施する事業が社会福祉事業、公益事業及び収益事業のいずれであるかにより、属する事業区分を決定するものとする。

なお、事業区分資金収支内訳表、事業区分事業活動内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表は、当該事業区分に属するそれぞれの拠点区分の拠点区分資金収支計算書、拠点区分事業活動計算書及び拠点区分貸借対照表を合計し、内部取引を相殺消去して作成するものとする。

## 5 サービス区分について

### （1）サービス区分の意味

サービス区分については、拠点区分において実施する複数の事業について、法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合に設定する。

### （2）サービス区分の方法

#### ア 原則的な方法

介護保険サービス、障害福祉サービス、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、運用上の取り扱い第3に規定する指定サービス基準等において当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められている事業をサービス区分とする。

他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。

なお、特定の補助金等の用途を明確にするため、更に細分化することもできる。

#### イ 簡便的な方法

次のような場合は、同一のサービス区分として差し支えない。

##### （ア）介護保険関係

以下の介護サービスと一体的に行われている介護予防サービスなど、両者のコストをその発生の態様から区分することが困難である場合には、勘定科目として介護予防サービスなどの収入額のみを把握できれば同一のサービス区分として差し支

えない。

- ・指定訪問介護と第1号訪問事業
- ・指定通所介護と第1号通所事業
- ・指定地域密着型通所介護と第1号通所事業
- ・指定介護予防支援と第1号介護予防ケアマネジメント事業
- ・指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護
- ・指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護
- ・指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護
- ・指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与
- ・福祉用具販売と介護予防福祉用具販売
- ・指定介護老人福祉施設といわゆる空きベッド活用方式により当該施設で実施する指定短期入所生活介護事業

#### (イ) 保育関係

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業（以下「保育所等」という。）を営む事業と保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業については、同一のサービス区分として差し支えない。

なお、保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業、その他特定の補助金等により行われる事業については、当該補助金等の適正な執行を確保する観点から、同一のサービス区分とした場合においても合理的な基準に基づいて各事業費の算出を行うものとし、一度選択した基準は、原則継続的に使用するものとする。

また、各事業費の算出に当たっての基準、内訳は、所轄庁や補助を行う自治体の求めに応じて提出できるよう書類により整理しておくものとする。

#### (3) サービス区分ごとの拠点区分資金収支明細書及び事業活動明細書の作成について

拠点区分資金収支明細書はサービス区分を設け、事業活動による収支、施設整備等による収支及びその他の活動による収支について作成するものとし、その様式は運用上の取り扱い別紙3（⑩）のとおりとする。拠点区分事業活動明細書はサービス区分を設け、サービス活動増減の部及びサービス活動外増減の部について作成するものとし、その様式は運用上の取り扱い別紙3（⑪）のとおりとする。

## 6 本部会計の区分について

本部会計については、法人の自主的な決定により、拠点区分又はサービス区分とすることができるが、社会福祉法第125条第4号に規定される社会福祉連携推進法人への資金の貸付けを行う法人については、拠点区分とする。

なお、介護保険サービス、障害福祉サービス、子どものための教育・保育給付費並び